

« 受給には手続きが必要です »

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を支給します。

1 世帯あたり 3 万円
(1 回限り)

【支給対象と申請の手続き】

令和 5 年 6 月 1 日時点で羽曳野市に住民登録がある方

世帯全員が令和 5 年度
「住民税均等割非課税」の世帯

修正申告などにより世帯全員が令和 5 年度
「住民税均等割非課税」になった世帯

対象となる可能性のある世帯
には、羽曳野市からすでに
確認書を送付しています。

確認書に必要な事項を記入の上、
同封の返信用封筒に入れ、
期限までに提出してください。

※一部申請が必要な
場合があります。

世帯の中に令和 5 年 1 月 2 日
以降に転入した方がいる
場合は、前住所地の
市区町村に照会します。
⇒調査後、羽曳野市から
確認書を送付します。

確認書に必要な事項を記入の上、
同封の返信用封筒に入れ、
期限までに提出してください。

※一部申請が必要な
場合があります。

申請が必要です。

申請書は、羽曳野市ウェブサイト、
市役所、支所、人権文化センター
で配布しています。

申請書に必要な事項を記入の上、
必要書類を添えて
期限までに提出してください。

【申請窓口】市役所 本館 4 階

いずれも提出期限は、**令和 5 年 10 月 31 日(火)【必着】**です。

【給付額】

1 世帯あたり 3 万円 (1 回限り)

※この給付金は、所得税などの課税および差し押さえの対象となりません。

【支給時期】

確認書 (または申請書) の受理後、審査が完了してから 3 週間後が目安です。

※審査の結果については、後日通知します。

【配偶者等からの暴力 (DV) を理由に避難されている方】

配偶者等からの暴力を理由に避難され、羽曳野市へ住民票を移すことができない方も、一定の要件により支給を受けることができますので、お問い合わせください。

【注意】

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

市では、市民の方に ATM の操作をお願いすることや、支給のための手数料など振込を求めることはありません。不審な電話があった場合は市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話 (# 9110) にご連絡ください。

【問合せ】羽曳野市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎ 072-947-4140 (平日 9:00 ~ 17:00)



詳細はこちらから